

市第38号議案

横浜市防災会議条例及び横浜市災害対策本部条例の一部
改正

横浜市防災会議条例及び横浜市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市防災会議条例及び横浜市災害対策本部条例の一部
を改正する条例

（横浜市防災会議条例の一部改正）

第1条 横浜市防災会議条例（昭和38年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に、「または」を「又は」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項第9号を次のように改める。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

（横浜市災害対策本部条例の一部改正）

第2条 横浜市災害対策本部条例（昭和38年3月横浜市条例第2号

) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第23条第 7 項」を「第23条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害対策基本法の一部改正に伴い、横浜市防災会議の所掌事務を変更する等のため、横浜市防災会議条例及び横浜市災害対策本部条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市防災会議条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（第 1 号省略）

- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項
本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に
を審議すること。
関する情報を収集すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律 又はこれに基づく政令に
(3) 前各号 または
- よりその権限に属する事務

（組織等）

第 3 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または
任命する。

（第 1 号から第 8 号まで省略）

- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
地域住民組織を代表する者
（第 10 号及び第 11 号省略）

横浜市災害対策本部条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第
23 条の 2 第 8 項の規定に基づく横浜市災害対策本部（以下「本部
23 条第 7 項
」という。）等に関し必要な事項を定めることを目的とする。